

(案)

公園施設設置・管理許可範囲内の使用権利の行使にかかる契約書

大阪市（以下「甲」という。）と「事業者」（以下「乙」という。）とは、次の条項により大阪市建設局が行う公園施設設置・管理許可による土地使用権利の行使にかかる契約（以下「本契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

(権利)

第1条 甲は、矢田教育の森公園内対象区域（以下「対象区域」という。）における公園施設設置・管理許可による土地使用の権利（以下「本権利」という。）を乙に無償にて行使をさせる。

2 対象区域は別図のとおりとする。

(条件)

第2条 乙は、別添の条件を遵守しなければならない。

2 乙は、甲との間で本契約を締結した後●か月以内に事業開始しなければならない。ただし、天災等のやむを得ない理由により、事業開始が延期される場合で、その旨について書面により甲の事前承認を得る場合はこの限りではなく、承認された期限を遵守しなければならない。

(善管注意義務)

第3条 乙は、善良な管理者としての注意をもって本権利を行使しなければならない。

(権利行使の目的)

第4条 乙は、本権利を「矢田教育の森公園におけるスポーツ施設設置運営事業」として行使しなければならない。

(禁止用途)

第5条 乙は、本権利を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗関連特殊営業その他これらに類する業及びこれらの業の利便を図るための用に供してはならない。

2 乙は、本権利を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に定める暴力団又はその他の反社会的団体、及びそれらの構成員がその活動のために利用するなど、公序良俗に反する用に供してはならない。

3 乙は、本権利を政治的用途・宗教的用途に供してはならない。

4 乙は、本権利を地域住民等の生活を著しく脅かすような活動の用に供してはならない。

5 乙は、本権利を悪臭・騒音・粉塵・振動・土壌汚染など近隣環境を損なうと予想される用途に供してはならない。

(契約期間)

第6条 本権利を行使できる期間は、本契約締結日から（2028年●月●日／2028年3月31

日) までとする。ただし期間満了の6か月前までに乙より本契約を終了させる旨の意思表示がないときは、契約更新の手続きを経ることなく、公園施設設置・管理許可が下りることを条件に、更に3か年契約期間を延長するものとし、以後(2045年●月●日/2045年3月31日)を最終期間とし期間満了の都度この例による。

2 甲に正当な理由が生じて、甲が本契約を終了させるときは、終了日の6か月前までにその旨を乙に通知するものとする。

(禁止事項)

第7条 乙は、あらかじめ書面による甲の承認を得なければ、次の各号のいずれかに該当する行為をすることができない。

- (1) 本権利行使の目的の変更
- (2) 本権利の譲渡又は転貸

(権利の行使方法)

第8条 甲は、大阪市建設局が行う公園施設設置・管理許可の内容で乙が第4条に規定する目的のために本権利を行使し工作物(以下「本工作物」という。)を設置することについて承諾する。

(有益費等請求権の放棄)

第9条 乙は、本権利行使及び対象区域に投じた有益費、必要費及びその他の費用があっても、これを甲に請求しない。

(滅失又はき損等)

第10条 乙は、本権利の対象土地を滅失又はき損したとき、若しくは第三者に占拠されたときは、直ちにその状況を甲に報告しなければならない。

2 乙は、乙の責任に帰すべき事由により、公園施設設置・管理許可による土地を滅失又はき損したとき、若しくは本権利が第三者に侵害され、甲に損害を与えたときは、甲の指示に従い乙の負担において、これを原状に回復しなければならない。

(届出義務)

第11条 甲又はその包括承継人及び乙又はその包括承継人は、次の各号のいずれかに該当するときは、互いに書面にて届出なければならない。

- (1) 住所、氏名又は商号等に変更があったとき
- (2) 会社又は市町村の合併等により本権利行使の承継があったとき

(実地調査等)

第12条 甲は、本権利及び対象区域について随時その状況を実地に調査し、乙に対して必要な報告又は資料の提出を求めることができる。この場合において、乙は、その調査を拒み、妨げ又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(契約解除)

第13条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約期間中といえども本契約を直ちに解除することができる。

- (1) 乙が●年●月●日までに第3条に定める目的どおり本権利を行使しないとき
- (2) 乙が本契約の条項に違反したとき
- (3) 甲が大阪市建設局から対象区域に係る公園施設設置・管理許可を取消される等して対象区域からの退去を求められたとき

2 甲は、前項に定めるもののほか、大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例10号。以下「暴力団排除条例」という。）第8条第1項第6号に基づき、乙が暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、この契約を解除する。

（損害賠償）

第14条 前条の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害があるときは、甲は、乙に対し賠償を請求することができる。ただし甲に過失が認められた場合には、乙は甲に対し賠償を請求することができる。

（原状回復義務）

第15条 乙は、契約期間満了のとき、また契約解除の通知を受けたときは原状回復に要する相当の期間及び大阪市建設局が認める期間内で甲の指定する期日までに、甲が承認する場合を除き、工作物について原状回復のうえ、甲乙立会のもとに甲に返還しなければならない。

2 乙が前項の義務を怠り又は履行しないときは、甲が代わってこれを施行し、その費用を乙に求償することができる。

3 前項の場合において、乙が損害を受けることがあっても、甲は、その補償の責任を負わない。

（費用負担）

第16条 本契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

（疑義の決定）

第17条 本契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定する。

（裁判管轄）

第18条 本契約に関する一切の紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

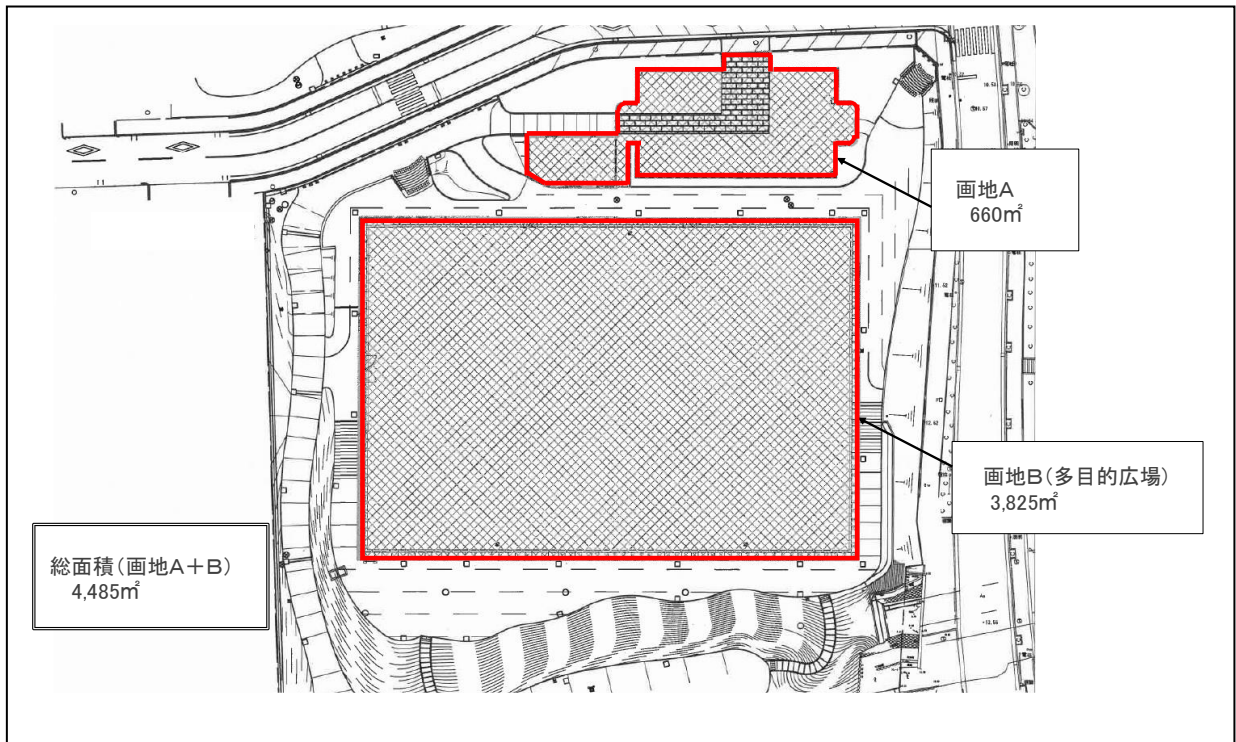
上記契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和7年 月 日

甲 大 阪 市
 大阪市東住吉区東田辺一丁目 13 番 4 号
 契約担当者 大阪市東住吉区長 藤 原 鉄 也

乙 事 業 者 名
 所 在 地
 代表者氏名

※添付資料： 条件



対象区域図